

平成 24 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 新日本製鐵株式會社
代表者名 代表取締役社長 宗岡 正二
(コード番号 5401 東証、大証、名証、福証、札証)

株式交換により増加する「資本準備金」の額の減少及び
「その他資本剰余金」への振替えに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「資本準備金」の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、本年 6 月 26 日開催の第 88 回定時株主総会における承認を受け、住友金属工業株式会社との間で本年 10 月 1 日に株式交換（以下「本株式交換」）を行ったうえで同日に吸収合併を行う二段階の法的手続きにより経営統合を行うこととなりましたが、今般、統合後のより機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、本株式交換と同時に、本株式交換により増加する資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることと致しました。

2. 資本準備金の額の減少の要領

本株式交換により当社の資本準備金の額が増加することを停止条件として、以下のとおり資本準備金の額を減少します。

(1) 減少する資本準備金の額

本株式交換による資本準備金の増加額。

注 1) 本株式交換においては、当社の資本金の増加額は「0 円」、資本準備金の増加額は「法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額」とされています。資本準備金の増加額の具体的金額は、本株式交換の対価として交付される当社株式(株式数: 3,200,346,201 株(予定))の時価を基礎として、法令(会社計算規則第 39 条)に従い算定されます。

注 2) この資本準備金の額の減少は、本株式交換と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものです。したがって、その効力が生じた後の当社の資本準備金の額は、本日時点における資本準備金の額 111,532,297,171 円と同額となります。

(2) 減少する資本準備金の額の取扱い

減少する資本準備金の額は、資本金とはせず、全額をその他資本剰余金とします。

(3) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第 3 項に基づき、取締役会の決議によって資本準備金の額を減少します。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 24 年 7 月 30 日 |
| (2) 債権者異議申述期間 | 平成 24 年 9 月 1 日から同月 30 日まで |
| (3) 効力発生日 (予定) | 平成 24 年 10 月 1 日
(本株式交換の効力発生日と同日) |

4. 今後の見通し

本件による資本準備金の額の減少は、資本準備金の額の一部をその他資本剰余金へと振り替えるものであり、当社の純資産の額に変動はなく、当社の業績に与える影響はございません。

なお、減少する資本準備金の具体的金額については、確定次第改めてお知らせ致します。

(お問い合わせ先) 新日本製鐵(株) 広報センター Tel. 03-6867-2135・2146・2147

以上